

1 現状の課題と政策の方向

我が国において、高齢化・人口減少が本格化する中で、農業者の減少や耕作放棄地の拡大が加速化し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されている。

このような中、食料安全保障の強化、農業の成長産業化を進めていくためには、生産基盤である農地が持続性をもって最大限利用されるよう農地の集約化等の取組みを加速化していく必要がある。

これまでの人・農地プランを基礎として、市町村が農業の将来の在り方や、農地の効率的・総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地を表示した地図等を明確化する「地域計画（目標地図）」が令和5（2023）年4月に法定化された。今後は、この地域計画（目標地図）に基づき、担い手等に農地を集積・集約化していくことになる。

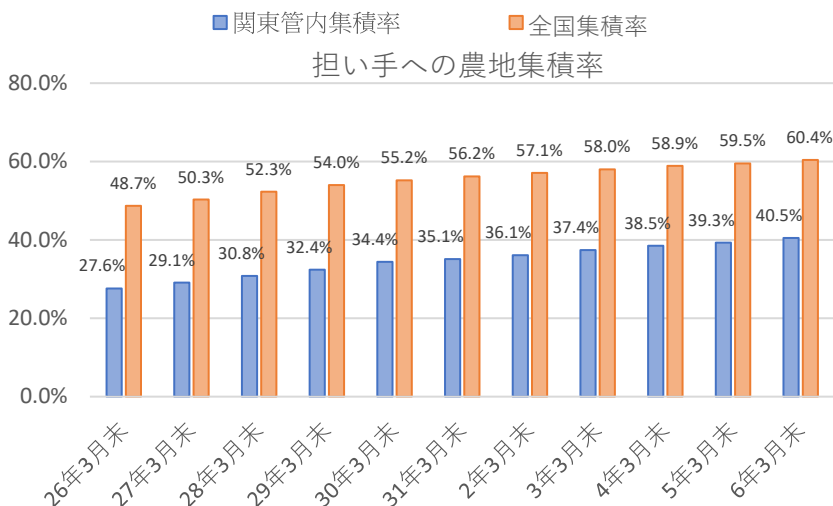
2 関東管内の取組状況

（1） 担い手への農地の集積・集約化の支援

関東管内の令和6（2024）年3月末時点の担い手への農地集積率は40.5%となり、全国の農地集積率（60.4%）に比べ約20ポイント低くなっている。その一方で、農地バンクの取組がスタートした平成25（2013）年度からの農地集積率の伸びをみると、全国の約1.2倍に対して、関東管内は約1.5倍に増加している。

関東農政局では、令和5（2023）年度の担い手への農地集積・集約化を推進するため、令和5（2023）年4月に施行された改正農業経営基盤強化促進法等を踏まえ、地域の中心となる担い手や都県及び農地バンク等との意見交換を行い、制度周知のほか、担い手等の経営意向（規模拡大・縮小、リタイア）を踏まえた早期の利用調整の実施や農地整備事業と連携した農地集積・集約化の推進について、都県・農地バンクとの連携を密にしながら、市町村・地域段階での取組みを支援した。

【図表2-2-1】 担い手への農地集積率、伸び率の推移（平成25（2013）年度～令和5（2023）年度）



資料：農林水産省、関東農政局調べ

注：集積率は、管内の農地面積に占める担い手の農地利用集積面積の割合。

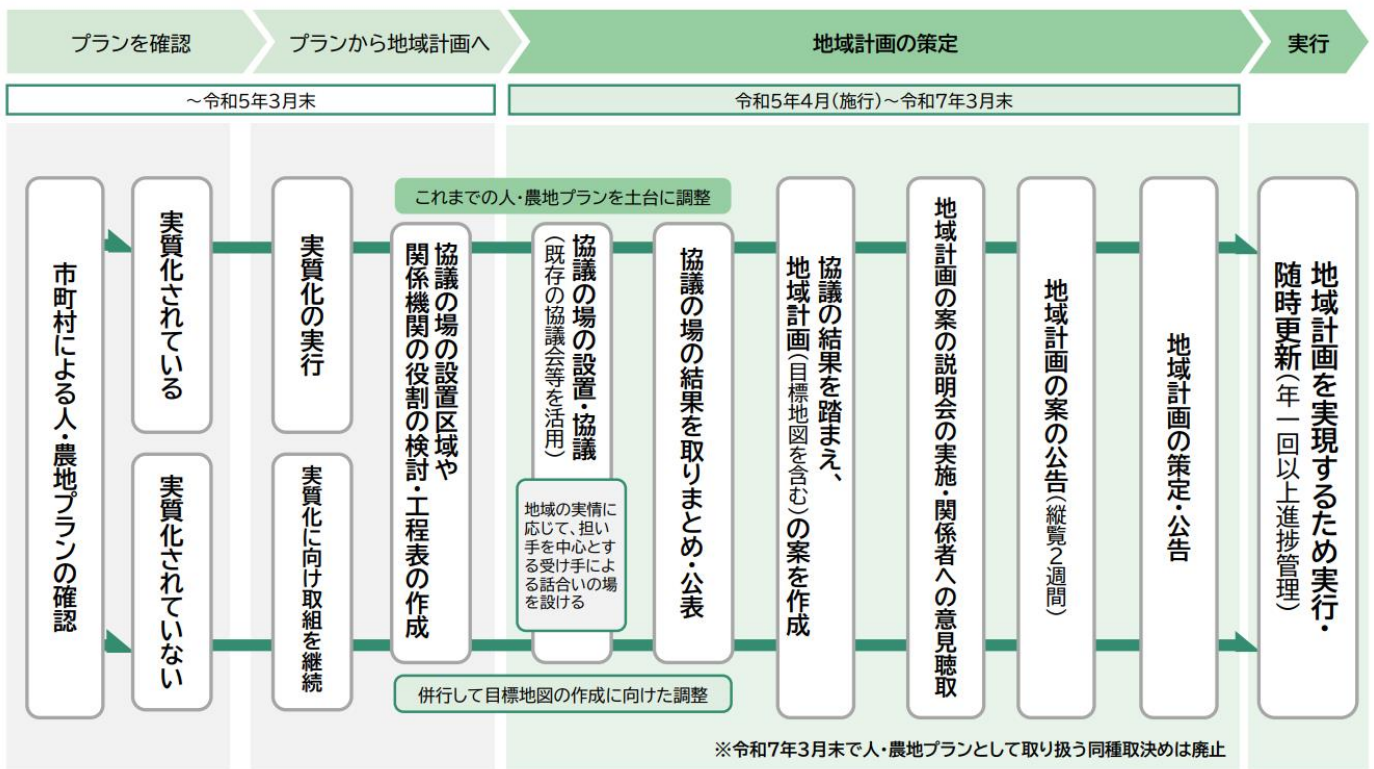
(2) 地域計画の策定の推進

関東管内では、約3,400の地域計画を策定する予定となっている。このため、市町村担当者、農地中間管理機構、農業委員会等を対象に各都県と連携し、説明会や現場での意見交換会を開催するとともに、地域計画の策定に向けた関東管内11地域のモデル地区での話し合いに参加し、取組状況を把握して各地域に共有した。（令和5（2023）年度は計28回）

また、令和6年度末までの2か年で着実に地域計画が策定されるよう、その基礎となる農地の出し手・受け手の意向把握を令和5年度中に実施することについて、各都県を通じて市町村に働きかけを行った。

地域計画の策定・実行までの流れ

基本構想を策定している市町村は、市街化区域(他の農用地と一体として農業上の利用が行われる農用地は除く)等を除いた区域を対象に地域計画を策定します。



地域農業を守ろう

農地を次世代に引き継ぐための地域計画に取り組みましょう！

高齢化や人口減少により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し続けると、地域の農地が守れなくなってしまうかもしれません。これまで地域のみなさんが守り、おいしい作物を作ってきた農地を、子や孫の世代に引き継いでいくためには、今が地域の皆さんで地域農業の将来を話し合う大事な時です。この地域での取組を後押しするため、令和5年4月1日に法律(農業経営基盤強化促進法)が施行されました。

